



上尾市

農業委員会だより

第3号

平成27年8月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694



ことしの農業体験教室「田植え」の風景（大字平方）

農業 体験教室

田植え



初夏を思わせる晴天のもと、平方地区内において市内の小学生とその家族を対象にした田植えを行いました。

田植えの説明を聞いたあと、田んぼに入った子どもたち。最初は、水の冷たさやぬかるみにはまって歓声が聞こえてきて、どうなることかと心配になりました。ところが、田植えが始まるものすごい集中力で、予定した時間よりも早く終えることができました。

余談にはなりますが、田植えそっちのけでカエルを追いかける子も…、そんな自然が残る上尾の原風景が参加者の思い出の1ページになったのではないのでしょうか。

これは、上尾市農業後継者育成確保推進対策協議会の主催で、農業団体や教育機関等が協力し、農業後継者の育成や農業経営の安定化を図ることを目的とした事業の一つです。

農地パトロールを行います

地区	実施予定日
上尾・原市	平成27年 9月28日(月)
平方	平成27年 9月30日(水)
大石	平成27年10月 1日(木)
上平	平成27年10月 2日(金)
大谷	平成27年10月 6日(火)

市農業委員会では農林水産省令により、荒廃が著しい農地や無許可で農地以外に利用している農地の早期発見、早期解消を目的に農地パトロールを行っています。ことしは、9月～10月にかけて地区ごとに実施します。

なお、パトロール実施者は、緑色の帽子と黄色の腕章を身に着けています。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



昨年の農地パトロール風景

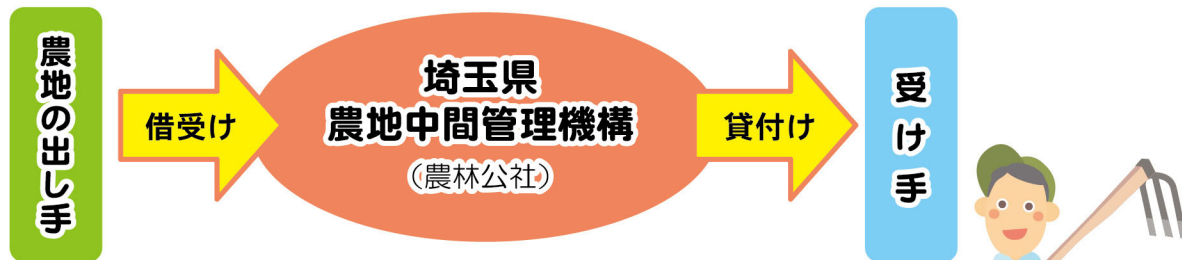
農地の貸し借りの新たな制度 「農地中間管理事業」のご紹介

近年、農業者の高齢化、後継者不足等により農地の荒廃化が進んでいます。こうした「人」と「農地」の問題を解決するため、農業振興地域内の農用地区域(※1)において策定することができる「人・農地プラン」制度が創設されました。

「人・農地プラン」を策定することにより、新規就農者は青年就農給付金の対象となり、認定農業者は農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利が軽減されるなどの支援施策を受けられ、また農地中間管理事業に取り組むことができます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの制度で、これまでの農地法によるもの、農業経営基盤強化促進法によるものに加え、新たに農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が農地の出し手と受け手の貸し借りを管理するものとして創設されたものです。この事業では集団的に農地を集積することが可能となり、生産性の向上、コスト削減が期待されます。

上尾市では平成25年度に大字平方地区において「人・農地プラン」を策定し、現在、対象農家の利用意向調査を取りまとめているところです。



※1 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として知事が「農業振興地域」を指定し、指定を受けた市は、農業振興地域整備計画を策定し、農業上の利用を確保すべき農地として農用地区域を定めます。上尾市では昭和48年に農用地区域を定めました。



農地台帳調査にご協力を！

毎年8月1日に農地台帳調査を実施しています。

目的

農地台帳調査は、毎年8月1日現在の世帯員・農地等の状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化（農地の貸借や売買等）の促進・各種証明書発行の際の基礎資料に役立てます。

調査対象者

市内に居住し、農地を10アール（1,000㎡）以上耕作している世帯

記入方法

「農地台帳調査票」の「世帯員」は住民基本台帳を基に記載しております。転出や死亡された方がいる場合は異動事由及び異動年月日を記入してください。

※農業従事日数について

農家要件の判定や生産緑地指定農地を買い取り申し出する場合に必要となる「主たる従事者証明」発行時などの資格審査・認定の基礎資料になりますので、従事日数の記入には十分注意してください。

「所有地等筆別明細」は毎年1月1日現在の固定資産税課税台帳を基に、登記・現状地目が農地（田・畑）になっているものを記載しております。

新たな農地の取得・借受けがありましたら、追加記入してください。

※作付作物、今後の意向について

主な作付作物の記入及び今後、農地の貸付・売却の意向があれば「○」を記入してください。

- 記入には、黒または青のボールペンを使用してください。
- 変更がある個所は二重線で消して訂正してください。
- 追加がある個所は正確に記入してください。

提出方法

同封の「返信用封筒」に入れ8月21日（金）までに農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりしないでください。また、二つ折りのまま返送してください。

農業者年金の特徴とメリット

- 農業に従事している方は誰でも加入できます。
20歳以上60歳未満である国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事していれば誰でも（配偶者や後継者も可）加入できます。
- 少子高齢化に強い年金です。
自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立て方式」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。
- 保険料の額は自由に決められます。
○支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- 認定農業者で農業の担い手となる方は、一定の要件を満たせば国から保険料の補助が受けられます。
- 年金は一生涯支給で、80歳まで保証付きです。

農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料と運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっています。老後の生活に備えて加入を考えてみませんか。

老後に備え
「農業者年金」に
加入しませんか

農業の先進事例を視察しました

農業委員会では、農業に関する調査・研究の一環で、本年1月に静岡県裾野市の耕作放棄地対策を行っている「裾野市担い手育成総合支援協議会」を視察しました。



裾野市では長年、特産の「富士芝」の栽培が盛んでしたが、景気低迷等により需要が減少し、耕作放棄地が目立つようになりました。耕作放棄地は、景観的にも好ましいものではありません。そこで平成23年度、担い手育成総合支援協議会と農協、県農林事務所、市が連携し、裾野市の新たな特産物としてソバの栽培を推進することとなりました。平成24年度には農業者に協力を呼びかけ、観光道路周辺を中心に4.8haの耕作放棄地を解消、現在も「あしたか山麓裾野そば」の産地化を図るべく、栽培から加工、販売に至るまでの6次産業化を進めています。

上尾市においても、耕作放棄地化が進行していますので、たいへん参考になる取組みであると感じました。



編集後記

今号では、毎年お願いしている「農地台帳調査」や、秋に予定している「総合農地パトロール」、一昨年に制定された「農地中間管理事業」の紹介、ことし行った先進事例視察研修の記事などを掲載しました。近年、農業を取り巻く環境や制度は刻々と変化を遂げていきます。上尾市農業委員会としては農業に関する情報を皆様によりわかりやすく伝えることを目指してまいります。

